近江八幡市公告

近江八幡市上水道重要管路更新に係るアドバイザリー業務委託について、公募型プロポーザル を行うので公告する。

> 令和 5 年 4 月 28 日 近江八幡市長 小西 理

「近江八幡市上水道重要管路更新に係るアドバイザリー業務委託」 公募型プロポーザルの実施について

本委託業務は、近江八幡市水道事業所が計画している重要管路更新事業において、長期的な視点からコスト削減と管路の早期耐震化、永続的な水道事業運営をめざすため、管路 DB 方式を採用するに当たり、幅広い知識、経験、高度な専門能力を有し、課題分析及び解決を的確に行う能力を有する者から、支援を受けることを目的として実施します。

本委託業務に求められる専門性や高度な技術力、課題分析及び解決を的確に行う能力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用しアドバイザーの選定を行います。

- 1. プロポーザルへの参加資格に関する事項
 - ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ②会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者 (更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てをされている者(再生手続き開始の決定を受けている 者を除く。)でないこと。
 - ③令和 5 年度近江八幡市測量及び建設コンサルタント等入札参加有資格者名簿若しくは役務 提供入札参加有資格者名簿に登録しているものであること。
 - ④地方公営企業発注の下記(1)又は(2)の要件を満たす PFI 事業、若しくはそれに準ずる事業 (DB、DBO 等)のアドバイザリー業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。 (ただし、実績は、実施方針の作成から民間事業者との契約までの事業者選定業務を一貫して受託したものに限る。)
 - (1) 上水道に係る導水管、送水管又は配水管の管路整備事業を1件以上
 - (2) 浄水場等の上水道施設整備事業を1件以上
- 2. 交付資料

公募型プロポーザル実施要領 業務内容説明書(特記仕様書) 様式集

3. 交付方法及び交付場所

- ① 電子データ:市ホームページよりダウンロード
- ② 書面:水道事業所上下水道施設課窓口にて配布

4. 交付期間

令和5年4月28日(金) ~ 令和5年5月17日(水)

5. 担当部署

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 214-10

近江八幡市水道事業所上下水道施設課

 $\label{eq:Fax:0748-36-5535} \begin{array}{ll} \text{Fax: 0748-34-7480} \\ \text{E-mail: } \underline{010620@\text{city.omihachiman.lg.jp}} \end{array}$